

平成 27 年度
静岡県立総合病院で使用する電気需給契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県立総合病院（以下「病院」という。）で使用する電気の需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲が病院で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間及び契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日とする。
契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が病院で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が中部電力株式会社と締結する託送供給約款に定める、負荷変動対応電力契約の料金は乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は各月末日とし、別途定める計量方法により使用電力量を計量するものとする。

（検査）

第6条 乙が病院に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

(料金の計算)

第7条 每月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金 = 『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

(各料金の計算方法)

第8条 前条に定める料金計算方法の各料金の計算方法は次のとおりとする。

各料金の計算方法 = 『落札者の入札書別紙の各料金の料金計算方法を記載する』

(各料金単価)

第9条 前条に定める各料金の単価（税込）は次のとおりとする。

各料金の単価 = 『落札者の入札書別紙の各料金単価を記載する』

(各料金区分等)

第10条 前条に定める各料金区分は次のとおりとする。

各料金の区分 = 『落札者の入札書別紙の各料金区分を記載する』

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般電気事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。

(再生可能エネルギーの固定価格買収制度に基づく賦課金)

第14条 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買収制度)に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給要件による。

(支払方法)

第15条 乙は、毎月月末の検針後、翌月10日までに当該月分の電気料金を請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。
- (2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。
- (2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 甲又は乙が、原則として 60 日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 乙が次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

才 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(料金の精算)

第 20 条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(関連業務の扱い)

第21条 本契約期間中に甲が行う特別高圧受変電設備の更新に伴い一般電気事業者との間で発生する諸手続きは乙が行うものとする。

この場合において、乙と一般電気事業者との間で締結する託送供給契約に基づき発生する工事費負担金については甲が負担することとするが、それ以外については、いかなる費用も負担しないものとする。

(合意管轄)

第 22 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とともに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 23 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 27 年 月 日

(甲) 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成

(乙)